



高等学校等就学支援金の審査体制について

私は、6月の始め県内にある私立高校に通う男子生徒の親御さんから電話をいただきました。その内容は「先日、高校3年生の息子の就学支援金の手続きをするために高校の事務局に行きました。

今年は提出する書類が従来の課税証明書に加えてマイナンバーの提出をするよう学校から通知がありました。通常ですと就学支援金は遅滞なく7月から支給されるはずでしたが、高校の事務局の説明では、『今年は、福岡県がマイナンバーを使って審査するため9月まで支給額が確定しません。保護者は課税証明書等で対象であることを確認したうえで校納金・諸会費の合計

36,850円から支援金の基準額9,900円を差し引いた26,950円を7月から9月まで支払ってください。県の審査が確定した後に所得によって4段階ある差額を返金します』という説明でした。

更に詳しく申しあげると、相談者の家庭は、所得は、前年と変わらないため、校納金の全額が就学支援金の対象となる家庭であります。しかも3年生ですし従来通りの課税証明書も持参しているので書類を見れば、簡単に確認できるはずです。しかし、学校から、県の審査が確定しないので3か月間26,950円を支払って下さいと言われとても困ったといいます。この私学の規定では3か月間校納金を支払わなければ出席停止処分と定められているため、卒業後の就職



に響くことを考えて、なんとか 26,950 円を工面しましたが、残りの 2 か月は支援金の支給を待つて相殺してもらおうと思っています」という内容です。

私は、私学振興課になぜ審査が遅れているのかを尋ねました。

原因は、県内の私立学校等就学支援金の対象者が約 48,000 人いて、そのマイナンバーの審査を全て県で行っており、臨時職員を雇い作業をしているが、3 か月は、かかります。とのことでした。申し添えますが、私学の就学支援金は、生徒全体の 84.2%が対象です。

私は、県の審査の遅れが原因で、就学支援金の支給が 3 か月も遅れるという事態は、就学支援金の目的からすると本末転倒の事態であると思いました。

私は、執行部を質し、直ちに全私立高校に対して「支払い猶予」も含めた負担軽減措置を行うように通知を出していただきました。

しかし、この原因は払拭されないままであります。

県教委に県立高校公立高校の就学支援金の審査の状況を聞きました。私学振興局と大きく違う点は 2 点。まず、マイナンバーの入力作業は、各学校で実施されて県教委に提出されるため遅れることはない。二点目は、不足の校納金等の支払いがあったとしても事前に保護者に求めることはしていません。という説明。私にとっては至極当たり前の説明でした。

知事に何点か質問いたします。

まず、国の就学支援金の目的は何なのかお答えください。

今回の審査のやり方では、県の審査が終わらなければ、私学が生徒の家族の課税状況を把握できない、ということは前からわかっていたはずであります。

もう一つ奨学金についても影響が出ています。今回の審査の遅れによって、ある私立学校では、学校が用意をしている奨学金も県の審査が遅れるため、通常 7 月に支払われるところを 10 月以降になるとのことでありました。

県が、マイナンバーでの審査を原則とした理由は何なのか知事に納得のいく答弁をお聞きします。

また、今回全私立学校に対して「支払い猶予」も含めた負担軽減措置をとるよう通知を出していただきましたが、その後の状況をお答えください。

次に、県の審査が 3 か月以上かかることが事前に分かっていたのであれば、各学校に対して校納金などの支払いの猶予などの対応をとるべきだったと思いますが知事の考えをお聞かせください。

次にマイナンバーの審査の処理がこれ以上遅れを生じさせないためには、臨時職員を更に雇用する必要があります。どのように対応するのかお答えください。

また、来年もマイナンバーで審査をするのであれば、県の審査が現場、私学に影響を及ぼさないようにしなければならないと思いますが知事の答弁を求めます。

【知事の答弁】

高等学校等就学支援金は、全ての意志ある高校生が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を目的とした、授業料に対する国の支援制度であり、県がその受給資格の認定や支給手続きを行っているところである。

この制度においては、受給資格の認定のため、保護者の課税証明書の提出を求めていたところであるが、今年度からは、申請時の負担軽減を図るため、課税証明書に替わり、マイナンバーの提出を求めることとされたところである。

私立高校における授業料の徴収は、原則として就学支援金相当額を相殺し、徴収することとされている。例外的に、この対応がとれない場合であっても、授業料を一旦負担することが困難な保護者については、授業料の徴収を猶予するなど、経済的負担に十分配慮するよう、これまでも各私立高校に要請してきたところである。

今年度から、マイナンバーの活用が始まり、就学支援金事務の取扱いが変わることから、昨年5月以降、これまでと同様の配慮を行うよう、各私立高校に要請したところである。

しかしながら、一部の私立高校において、この通知に基づく配慮がなされていない事例があったことから、本年6月、各私立高校に対し、具体的事務処理事例を示して、授業料の負担が困難な保護者に対する配慮の徹底を、改めて求めたところである。

今後、この対応について、早急に把握し、必要に応じて、個別に要請するなど、全ての私立高校で配慮が徹底されるよう取り組んでいく。

県においては、マイナンバーシステムの導入に伴い、保護者の受給資格審査をするための、入力作業など業務量が増加することから、臨時職員を増員し、

職員 5 名と臨時職員 7 名の合計 12 名の体制で、例年どおり、遅延なく認定できるよう、審査をしているところである。

就学支援金の審査については、今年度は、保護者が作成した申請書を提出する方法をとっているが、来年度以降は、保護者がパソコンやスマートフォンを使って、オンライン申請することとなっている。

県としては、オンライン申請が円滑にできるよう、各私立高校や保護者に対し、わかりやすい入力手順を示すとともに、インターネット環境がない場合は、学校のパソコンで申請できることを周知するなど、必要な支援を行っていく。

また、すでにマイナンバー情報が入力されている 2 年生、3 年生については、来年度以降、申請手続きが不要となることから、今後は事務の効率化が一層図られ、審査期間が 1 か月程度短縮される見込みである。

しかし、今後も、一定の審査期間を要することから、県としては、各私立高校が、授業料の徴収を猶予するなど、保護者の経済的負担に配慮するよう、引き続き要請していく。

【再質問】

私は、県が、マイナンバーでの審査を原則とした理由を聞きました。私は、知事の説明には納得いきません。

今回、就学支援金の実行に不都合が起きている原因は県の説明が現場の私学にしっかり理解してもらえていないからです。

知事は、6 月 12 日に授業料の負担が困難な保護者に対する配慮を再度徹底をした、と答弁されました。

しかし、昨晚、私のところにある私学から保護者にあてた通知文が送られてきました。内容は、知事の答弁とは、かけ離れたものでした。校納金遅延での出席停止期間を 3 か月から 4 か月に延ばします。というものです。

学校は、県の審査が確定しないから就学支援金の実行ができない。と保護者に説明しています。

知事執行部の指導力を改めて問い直さなければならない。

知事執行部の通知は、何だったのですか。

今回の私学の就学支援金の顛末は、県執行部と現場、私学との信頼関係の無さと、温かみのない行政感覚だと指摘しておきます。

知事は、答弁を振り返り、情けないと思いませんか。

知事は、就任してから今日まで「現場主義」を標榜し、「温かみのある行政」を心がけてきたと唱えておられます。

ならば、本県の私学はたった 60 校しかありません。執行部は、生徒、保護者の目線に立って私学を点検すべきです。改めて知事の決意をお聞きしたい。

次に、来年のマイナンバーでの審査のやり方は、知事が示された通り保護者が入力するように変わると私も国会議員を通じて確認させていただきました。

来年は、一年生だけの審査ですが、一年生は、4月の審査が遅れると、奨学給付金の支給も遅れることとなります。税額の審査に遅れがあってはならないのであります。今年のような県の審査体制では、ひと月では終わらないことを指摘しておきます。

今後、高等学校就学支援金の実行が、県の審査が遅れるため支給できない。ということがあってはならない。そのためには、県執行部は、今から各私学の担当者と十分な意見交換をし、来年こそは、私学の就学支援金が、生徒、保護者に不安な気持ちにさせることなく、遅滞なく実行されるようにすべきと強く要望しておきます。

以上知事に再質問と一点要望させて頂き、私の一般質問を終わります。

【知事の再答弁】

6月の決定について、各私学の対応について、早急に把握し、必要に応じ改めて個別に要請を行い、すべての私立高校における配慮を徹底させていく。